

むつ総合病院における医療安全推進のための指針

第1 指針の目的

患者が安心して安全な医療を受けられる環境にあることは、良質な医療を提供する上で必須であり、医療機関として最も重要なことであると同時に最も基本的なことである。医療の安全を保障するためには、医療全体の質の向上を目指し、安全対策に関する体制を整備するなど、組織全体が安全推進に向けた環境でなければならない。

そのような環境のなかで、医療従事者の個人レベルでの安全意識の向上を図るとともに病院全体の組織的な事故防止対策を推進し、日々の安全対策を行いつつ、常に業務を改善していく必要がある。それにより、医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図り、むつ総合病院の基本理念に則った医療の提供ができるよう本指針を定める。

第2 医療安全推進のための組織体制

医療安全推進に係わる体制を確立するため、医療安全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の委員会に、次の部会を設置する。

- (1) セーフティマネジメント部会
- (2) 医薬品安全管理部会
- (3) 医療機器安全管理部会

3 前2項で設置することとした委員会等の設置目的及び運営方法については、むつ総合病院医療安全推進規程で定める。

第3 医療安全推進に係わる職員研修

医療安全研修は、職員の意識改革、安全管理意識の高揚並びに医療の質の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を推進することを目的として、全職員を対象に年2回以上実施する。

第4 医療安全レポートの提出

院内における医療事故は、インシデントレポーティングシステム（医療安全レポート）を利用して、医療安全推進室に提出する。

医療安全推進室は、提出された医療安全レポートの分類及び評価を行い、改善策

を検討・整理して、委員会等に提案又は報告する。

第5 医療事故発生時の対応

重大な事象が発生した場合は、医療従事者間の連携のもとに被害を最小限にとどめるため、全力を尽くせるような体制をあらかじめ整備する。

患者の救命、安全確保を第一に対応し、その後については、むつ総合病院医療安全推進規程に基づき行動する。

第6 医療事故調査・支援センターへの報告

医療に起因する（疑いも含む）予期しない死亡・死産と院長が判断した場合は、遺族に説明した後、院長が医療事故調査・支援センターに報告する。

第7 説明と同意による、患者及び家族と医療従事者間の情報共有

医療者の説明は、患者の健康状態（病状）や受け得る医療行為について十分に理解したうえで、患者が求める最善の医療を提供し、最も望ましい治療法を伝える。

患者の同意は、主体的判断として、それぞれの処置の性質、その合併症の程度、考えられるほかの治療方法などについて、十分に理解した上で進めて行く。そのためには、医師による適切かつ丁寧な説明（インフォーム）が不可欠な条件となる。説明してからの同意書は患者側に考える時間を与え、納得してから受け取る。

本指針は、病院ホームページに掲載するほか院内にも掲示し、患者やその家族等が閲覧できるようにする。

第8 患者からの相談への対応

患者やその家族等からの苦情、病状や治療方針などの相談に応じられる体制を確保し、次に掲げる事項に留意して、地域連携部と医療安全推進室が連携を密にして対応する。

- (1) 相談窓口を地域連携部に設置し、相談窓口の活動趣旨、設置場所、責任者及び担当者、受付時間などを患者に明示する。
- (2) 患者等からの相談・苦情に対しては、担当者を決めて誠実に対応する。
- (3) 相談者の秘密は保護され、相談により患者や家族が不利益を受けないように配

慮する。

- (4) 医療安全に関わる苦情や相談については、医療安全推進室が担当する。
- (5) 相談窓口の業務及び運営については、むつ総合病院地域連携部医療相談窓口運営要項に定める。

第9 その他

- (1) 職員は、医療安全推進に関するマニュアルを遵守し、安全な医療を提供しなければならない。
- (2) 医療安全推進のための委員会、部会及び医療安全推進室は、必要に応じて、医療安全対策等のマニュアルを策定又は改正し、全職員に周知する。
- (3) 医療安全推進委員会の委員及び医療安全推進室の室員は、報告された事案について職務上知りえた内容を、正当な事由なく他の第三者に告げてはならない。
- (4) 本指針については、年1回は医療安全推進委員会で審議し、必要に応じて改正する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。